

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2024年(令和6年) December 12月号

令和6年度年末年始無災害運動について



気分爽快

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま…………… 1
 令和6年度年末年始無災害運動について…………… 2
 「令和6年度年末年始無災害運動」図書・用品のご案内… 3
 鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されます…………… 4
 年末年始建設業一斉集中立入調査の実施について…………… 5
 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、
 電子申請が義務化されます…………… 6～7
 労務管理あれこれ ～一年単位の変形労働時間制、
 各月の労働時間を変更できるか～… 8

鹿児島労働局
 企業PR動画YouTubeチャンネルに登録しませんか …… 9
 令和6年10月末（速報値）業種別死傷災害発生状況…………… 10
 清酒製造業退職金共済制度のご案内…………… 11
 過重労働解消のためのセミナーのご案内…………… 12～13
 12月は職場のハラスメント撲滅月間です…………… 14
 令和7年1月・2月の講習開催のご案内…………… 15～16

さくらじま

今年に入り、新卒者の採用選考に携わっています。多くの学生にお会いして感じるのは、みなさん

面接に向けて仕上げているなあと感じます。入退室のあいさつ、面接を受けるときのぴんと伸びた背筋、生き生きとした表情。面接の応答では、志望動機、自己PR、自分の持ち味、学生時代の活動などなど、すべて完璧です。

悪く言うと、画一的で個性が薄い・・・、といいながらも、これをきちんとこなせないと就職活動の準備不足と感じますし、特色を出そうとしすぎると悪目立ちに映ってしまい、これまた評価を下げてしまいます。

面接の数十分で落ち度無く自分を見せ、熱意とやる気を言葉に変えて伝えていく。この作業を嫌味なく実現していく学生のみなさんの就活の姿勢には敬意を表します。

かたや、面接する側のわたくしどもはどうだろうかとふと考えてしまいます。面接に来られた方に敬意を持って接しているか、笑顔ができていないか、背中が曲がっていないか、私たちの熱意を言葉で伝えられているか・・・

少子高齢化で人手不足の今の時代、私達も学生のみなさん以上に仕上げないとそっぽを向かれてしまいます。努力努力です！

令和6年度 年末年始無災害運動

年末年始無災害運動標語

今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害

実施期間：令和6年12月1日～令和7年1月15日

主唱者：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で54回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

令和5年の労働災害による死亡者数は755人と過去最少だったものの、休業4日以上死傷者数は135,371人となり、3年連続で増加となった。そのうち60歳以上の高齢者の割合は29.3%となっており依然として増加傾向にある。また本年8月末までの労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）をみても、前年同期に比べて休業4日以上死傷者数は、全体で1.5%増加しており、業種別では陸上貨物運送事業で1.8%、第三次産業で3.0%の増加、事故の型別では「転倒」で0.9%、「動作の反動・無理な動作」で2.4%増加している。

こうした状況の中で、特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなる。そのため各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となる。また転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を笑顔で迎えられるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開する。

主唱者の実施事項

- 1) 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- 2) 報道機関等を通じての周知
- 3) リーフレット等の制作および配布
- 4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

事業場の実施事項

- 1) 年末年始に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
 - ② 安全衛生パトロールの実施
 - ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
 - ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え

- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- 2) 年末年始に実施状況を確認する事項
 - ① KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
 - ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
 - ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
 - ④ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
 - ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
 - ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
 - ⑦ 過重労働をしない・させない職場環境づくり
 - ⑧ 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
 - ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
 - ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
 - ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
 - ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



「令和6年度年末年始無災害運動」 図書・用品のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

本年も、年末年始無災害運動が、令和6年12月1日から令和7年1月15日まで、『今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害』を標語として、全国的に展開されます。

当協会では、無災害運動を通じて安全衛生意識高揚を高めるため、中災防用品の販売を行うことにしていますので、ご活用下さいませようご案内致します。

併せて年末年始の無災害にむけて実効ある取組みをお願い申し上げます。

なお、用品等の問い合わせ・注文は、最寄りの各支部へお願いします。

用品等の問合せ先

◇鹿児島支部

電話 099-226-7427

FAX 099-226-7429

◇川内支部

電話 0996-25-1377

FAX 0996-41-3936

◇鹿屋支部

電話 0994-40-9055

FAX 0994-40-9056

◇加治木支部

電話 0995-63-1030

FAX 0995-63-1030

◇加世田支部

電話 0993-58-2183

FAX 0993-58-2184

◇志布志支部

電話 099-472-4877

FAX 099-472-4833

◇大島支部

電話 0997-53-5487

FAX 0997-53-6270

◇種子島支部

電話 0997-22-2736

FAX 0997-22-2731

年末年始無災害運動
2024/12/1 ▶ 2025/1/15 11月1日より販売開始 主催：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省
今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害

干支 No.544 定価319円
風景 No.542 定価319円
着物 No.540 定価396円
子供 No.545 定価319円
おシシ君 No.543 定価319円
令和7年 年間標語 No.541 定価396円
年経標語・イラスト No.546 定価319円
実践カイロ
JISHA 中災防

第54回 年末年始無災害運動標語のぼり (巾)

No.597 定価2,860円
●サイズ：H2.3×W0.7m
●材質：ポリエステル
●贈り物にハニメ・ヒモ付

年末年始無災害運動のぼり (防水用紙)

社名印刷不可

特大 No.598 定価429円
●サイズ：H1.8×W0.5m (両端を縫い0.7mずつ2分割にしてお届けします)

大 No.599 定価275円
●サイズ：H1.09×W0.38m

小 No.600 定価209円
●サイズ：H0.93×W0.2m

年末年始無災害運動のぼり (巾)

無災害でいこう！ 年末年始

No.601 定価2,530円 ●材質：綿 ●縫い目：ハニメ・ヒモ付

謹賀新年 みんなで暮らそう安全と健康

No.602 ●サイズ：H2.3×W0.5m ●サイズ：H2.3×W0.7m

鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されます。

鹿児島労働局賃金室

3つの特定（産業別）最低賃金のうち、「自動車（新車）小売業最低賃金」については、下表のとおり、「自動車（新車）小売業最低賃金」については41円引上げの時間額**986円**に改正されます。

改正されなかった、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「百貨店、総合スーパー最低賃金」については、令和6年10月5日より鹿児島県最低賃金額**953円**以上の支払いが必要ですので、ご注意ください。

当局ホームページでは、最低賃金についての一覧表や時間給、日給、月給による最低賃金との比較方法など最低賃金に関する資料を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、非正規雇用労働者の基本給の引上げに『**キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）**』をご活用ください。

★ 地域別最低賃金

	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
鹿児島県最低賃金	953円	令和6年 10月5日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

★ 特定最低賃金（産業別最低賃金）

産 業 名	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
自動車（新車） 小売業	986円	令和6年 12月21日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	953円		左記の最低賃金は、令和6年度は改正がありません。 このため、 令和6年10月5日から 鹿児島県最低賃金953円 以上の支払いが必要となります。
百貨店、 総合スーパー	953円		左記の最低賃金は、令和6年度は改正がありません。 このため、 令和6年10月5日から 鹿児島県最低賃金953円 以上の支払いが必要となります。

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室（電話）099-223-8278	川内労働基準監督署（電話）0996-22-3225
鹿児島労働基準監督署（電話）099-214-9175	加治木労働基準監督署（電話）0995-63-2035
鹿屋労働基準監督署（電話）0994-43-3385	名瀬労働基準監督署（電話）0997-52-0574

《キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局職業対策課（電話）099-219-5101

《働き方改革・賃金引上げに関するワンストップ窓口》

鹿児島働き方改革推進支援センター（電話）0120-221-255

鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>



年末年始建設業一斉集中立入調査の実施について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、令和6年12月2日（月）から令和7年1月31日（金）までの期間を「年末年始建設業一斉集中立入調査実施期間」と位置づけて、鹿児島労働局と管内の5つの労働基準監督署において、建設現場に対する一斉立入調査を実施します。

1 趣旨

鹿児島県内の本年1月から10月までの労働災害の発生状況を見ると、全産業の休業4日以上の死傷者数は**1,648人（コロナ除く、前年同期比-35人）**、死亡者数は**15人（前年同期比+3人）**となっています。

建設業に注目すると休業4日以上の死傷者数は242人（コロナ除く、前年同期比+14人）と増加し、死亡者数も6人（前年同期比+3人）と増加するなど、依然として重篤災害の発生率が高い業種となっています。

年末年始は慌ただしい時期であり、作業内容や生活のリズムが変わる傾向にあることから、建設業の労働災害が発生しやすい時期となっています。

以上のような状況から、鹿児島労働局では、管内の労働基準監督署と一体となり、年末年始における建設現場の労働災害を防止し、一層の安全衛生水準の向上を図るため、建設業一斉集中立入調査を実施するものです。

2 実施期間

令和6年12月2日(月)～令和7年1月31日(金)

3 監督指導の重点

死亡災害のリスクが高い「三大災害」の中でも、墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害の発生するおそれのある現場に対して次の事項を重点的に指導することとしています。

<墜落・転落災害の防止対策>

足場の組立て等による安全な作業床の設置、足場の組立て等作業主任者の選任、要求性能墜落制止用器具の使用、開口部等への囲い・手すりの設置等

<建設機械災害の防止対策>

有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、安全な運行経路の確保等

<土砂崩壊災害の防止対策>

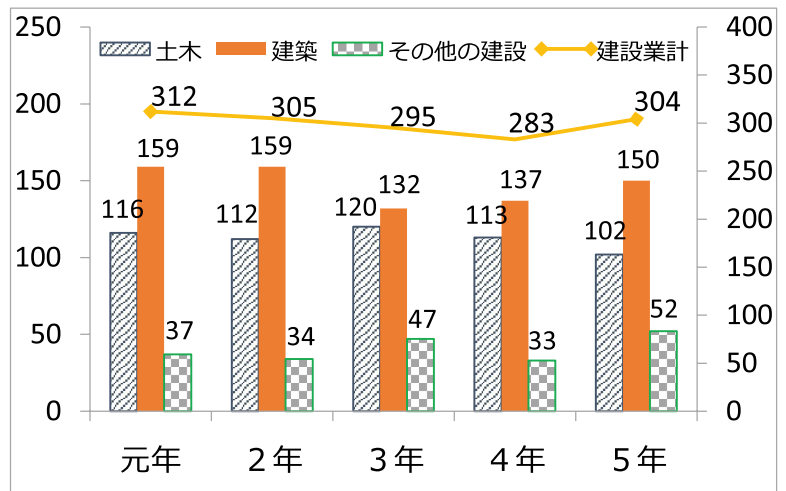
掘削箇所の事前調査、適切な勾配の確保、土止め支保工の設置、地山の掘削作業主任者の選任等

令和5年・6年 業種別死傷災害発生状況（10月末）

業 種	令和6年		令和5年		増減	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全 産 業	1,648	15	1,683	12	- 35	3
建設業	242	6	228	3	14	3
土木工事業	89	5	84	1	5	4
建築工事業	112	1	100	1	12	0
その他の建設業	41	0	44	1	- 3	- 1

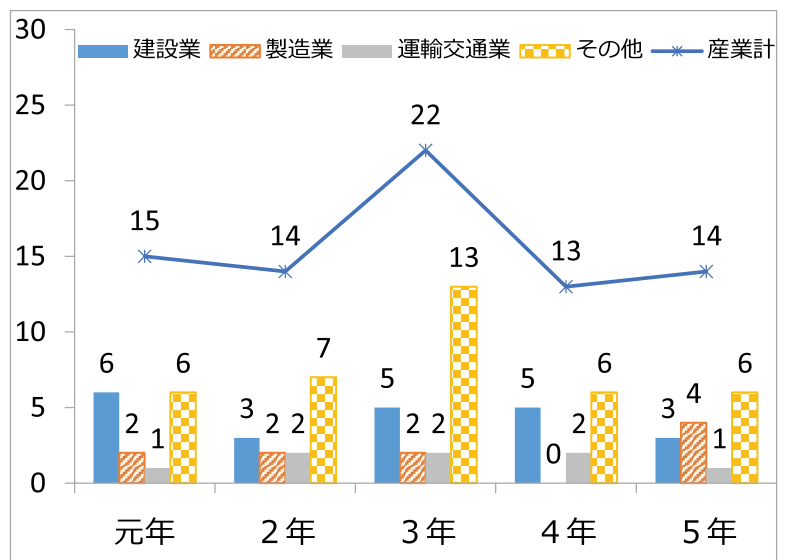
*上記には、新型コロナウイルス感染症り患者を除いている。

労働災害発生状況（建設業）



*3年、4年は新型コロナウイルス感染症り患者を除いている。

死亡災害の推移



事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a form titled '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report). It contains various fields for reporting an incident. Five callouts are present:

- ①** Points to the '事業の種類' (Type of Business) field, which is a grid of boxes for selecting a classification code.
- ②** Points to the '被災者の職種' (Occupation of the Victim) field, another grid for selecting a classification code.
- ③** Points to the '傷病名及び傷病部位' (Name and Part of Injury/Disease) field, which includes a grid for selecting the injury name and part.
- ④** Points to the '災害発生状況及び原因' (Disaster Occurrence Status and Cause) field, which is a large text area divided into five columns for detailed reporting.
- ⑤** Points to the '国籍・地域及び在留資格' (Nationality, Region, and Status of Residence) field, which includes a grid for selecting the appropriate category.

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）>食品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷>切断
傷病部位：頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

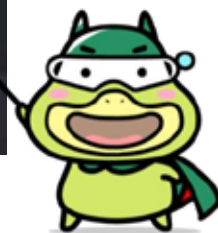
※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

一年単位の変形労働時間制、各月の労働時間を変更できるか

(Q) 来年1月から1年単位の変形労働時間制を採用しようと考えていますが、1年間の全休日を指定するのが難しいため、労働日及び労働日ごとの労働時間の指定、変更についてお尋ねします。この制度では、対象期間を1か月ごとに区切った場合、翌月以降は総労働時間だけを定めておいて、具体的な労働時間は各月30日前までに、過半数組合か過半数代表者の同意を得て指定すればよいということですが、この場合、各月ごとに労働時間の変更はできないものなのでしょうか。

協定で特定すれば途中変更できない

(A) 労働基準法第32条の4に定める1年単位の変形労働時間制度は、業務の繁忙期には長い労働時間を設定し、逆に閑散期には短く設定するなど、労働時間を弾力的に設定することを認めることにより、労働時間の短縮を進めるといふ狙いがあります。

1年単位の変形労働時間制の実施には、1か月を超えて1年以内の一定期間を平均して、週40時間以下とすることを労使協定で定める必要があります。

この場合、労使協定には①対象労働者の範囲、②対象期間及びその起算日、③対象期間中の労働日、④対象期間中の各労働日ごとの労働時間、⑤労使協定の有効期間、を定めなければなりません。このうち、④の対象期間中の各労働日ごとの労働時間の特定については、対象期間を1か月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、各期間のうち最初の期間以外は、各期間の労働日数及び総労働時間を定めればよいとされています。

ところで、労使協定で定められた労働日や総労働時間数について、変更は可能かということですが、これを変更することはできないと考えられます。対象期間を1か月以上の期間ごとに区分することとした場合においても、各期間の労働日数及び総労働時間を定めた以降はこれを変更することはできません。

1年単位の変形労働時間制は、労使協定の中に「労働日及び労働日ごとの労働時間」を定めなければならないとされており、これらは対象期間の途中で変更することはできないとされているからです（平11・1・29 基発第45号）。これは、労使協定の中に「甲・乙双方が合意すれば、協定期間中であっても変形制の一部を変更することがある」と明記されている場合でも、変更はできないとされています（昭63・3・14 基発第150号、平6・3・31 基発第181号）。

以上のことから、年間カレンダーで全休日を指定する場合がありますが、これにより労働日及び労働日ごとの労働時間を定めた場合は、同様にこれを変更することはできません。

医療・介護・保育・建設・警備・運輸・農林漁業分野の企業のみならず 鹿児島労働局企業PR動画 YouTube チャンネルに登録しませんか

鹿児島労働局職業対策課

企業の魅力を動画で紹介！



いつでも、どこでも
みてもらえる。



詳しくは、
鹿児島労働局
職業対策課まで

企業の
認知度
あがり
UP

活用例と効果



ハローワーク内で求人票と併せて動画QRコードを掲出しています。

求職者が具体的な就労イメージを持って面接に臨めるので、

就職マッチングの向上

が期待できます。

求人票と企業PR動画がリンクすることで、
興味・関心が深まり、応募喚起につながります！

YouTubeからも、求人票を確認できます。

気になる企業の求人票をその場でチェックできます！

YouTube動画サイトから、

ハローワークインターネットサービスの求人票に
アクセスできるので、便利です。

県外の方にも企業を知ってもらうことが期待できます。

鹿児島労働局
YouTube 公開により
多方面に情報を発信！

お問合せ先：職業対策課 雇用援護係 ☎099-219-8712

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和6年9月分】

県内有効求人倍率 1.11倍（前月比0.03P減少）

全国平均有効求人倍率 1.24倍（前月比0.01P増加）

県内正社員有効求人倍率 1.04倍（前年同月比0.01P減）

全国正社員有効求人倍率 1.01倍（前年同月比0.01P減）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人
の動きに弱さがみられます。物価上昇等が雇用に与える影響につ
いて、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手
不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策
に取り組んでまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

厚生労働省の助成金のウェブページが新しくなり、
より見やすく、必要な情報に早く確実にたどり着ける
ようになりました。

右のQRコード又は「雇用関係助成金」で検索➡

* 検索ツールでは取組内容から助成金を探すことができます。



労働者の
雇用維持
を図る

在籍型
出向を
支援する

離職する
労働者の
再就職支援
を行う

中途採用
する

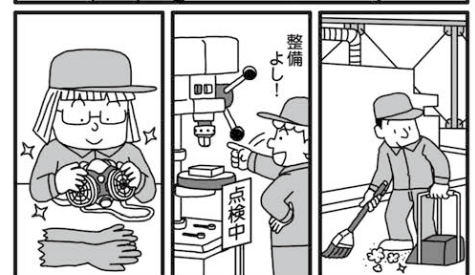
新たに
労働者を
雇い入れる

労働者の
雇用環境の
整備を図る

仕事と家庭
の両立
支援等に
取り組む

労働者の
職業能力の
向上を図る

この他、障害者などの対象者区分から検索することもできます。



令和6年10月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況									
業種	年	令和6年 (10月末)		令和5年 (同月末)		対前年			
						増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		1,648	15	1,683	12	-35	3	-2.1%	25.0%
1 製造業		289	4	341	3	-52	1	-15.2%	33.3%
1 食料品製造業		188	3	196	2	-8	1	-4.1%	50.0%
4 木材・木製品製造業		18		15		3		20.0%	
9 窯業土石製品製造業		12	1	19		-7	1	-36.8%	
11～12 金属製品製造業		16		24		-8		-33.3%	
13～15 機械器具製造業		27		34		-7		-20.6%	
上記以外の製造業		28		53	1	-25	-1	-47.2%	-100.0%
2 鉱業		1		9		-8		-88.9%	
3 建設業		242	6	228	3	14	3	6.1%	100.0%
1 土木工事業		89	5	84	1	5	4	6.0%	400.0%
2 建築工事業		112	1	100	1	12		12.0%	
3 その他の建設業		41		44	1	-3	-1	-6.8%	-100.0%
4 運輸交通業		156	1	165	1	-9		-5.5%	
1 鉄道・航空機業		1		3		-2		-66.7%	
2 道路旅客運送業		13		12		1		8.3%	
3 道路貨物運送業		142	1	150	1	-8		-5.3%	
4 その他の運輸交通業									
5 貨物取扱業		19	1	15		4	1	26.7%	
1 陸上貨物取扱業		7		8		-1		-12.5%	
2 港湾運送業		12	1	7		5	1	71.4%	
6 農林業		87	2	88	1	-1	1	-1.1%	100.0%
1 農業		46	1	51		-5	1	-9.8%	
2 林業		41	1	37	1	4		10.8%	
7 畜産・水産業		93		75		18		24.0%	
8 商業		208		212	1	-4	-1	-1.9%	-100.0%
1 卸売業		38		29		9		31.0%	
2 小売業		155		165	1	-10	-1	-6.1%	-100.0%
3 理美容業				1		-1		-100.0%	
4 その他の商業		15		17		-2		-11.8%	
9 金融・広告業		12		14		-2		-14.3%	
11 通信業		17		21		-4		-19.0%	
12 教育・研究業		9		19		-10		-52.6%	
13 保健衛生業		278		279		-1		-0.4%	
1 医療保健業		105		116		-11		-9.5%	
2 社会福祉施設		166		153		13		8.5%	
3 その他の保健衛生業		7		10		-3		-30.0%	
14 接客娯楽業		91		78	1	13	-1	16.7%	-100.0%
1 旅館業		23		19	1	4	-1	21.1%	-100.0%
2 飲食店		49		44		5		11.4%	
3 その他の接客娯楽業		19		15		4		26.7%	
上記以外の事業		146	1	139	2	7	-1	5.0%	-50.0%
10 映画・演劇業				1		-1		-100.0%	
15 清掃・と畜業		77		75		2		2.7%	
16 官公署		2		2				0.0%	
17 その他の事業		67	1	61	2	6	-1	9.8%	-50.0%
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）		149	1	158	1	-9		-5.7%	
第三次産業（8～17）		761	1	762	4	-1	-3	-0.1%	-75.0%

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
- ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

清酒製造業退職金共済制度



いくつまで働けるんだろうかと思ふことがある

酒造りをして15年——杜氏としてキャリアを重ねてきたが



この先も迷わず酒造りに集中しよう……！

清退共の特徴

- 安全確実かつ簡単
- 掛金は全額非課税
- 掛金の一部を国が助成
- 退職金は企業間を通算して支払

そんなとき社長が「清退共」に加入していることを教えてくれた

安心確実な国の退職金制度ということで老後の不安も解消した



清酒・本格焼酎・泡盛・みりん2種製造の事業主のみなさまへ！

酒造りに携わる人たちのための国の退職金制度、あります！

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
清酒製造業退職金共済事業本部

詳しくはホームページから！

清退共

検索



TEL 03-6731-2889 FAX 03-6731-2890

<https://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>
〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1

知らなかったじゃ済まされない！
でも!? 知ってよかった!

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け



過重労働解消

のためのセミナー



セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識」を提供します。

セミナー内容

- 01 法令、ガイドライン等のポイント解説
- 02 過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- 03 過重労働解消に関する企業の取り組み事例

開催日程: **2024年11月～2025年1月**

開催時間: 対面150分、オンライン100分

開催方法: 全国22箇所に対面・25回のオンライン開催（詳細は裏面参照）

◆ほか、特別企画「業務効率化セミナー」を東京・大阪の会場で開催



お問合せ・セミナー受講のお申し込みはこちら

令和6年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」事務局 株式会社タスクールPlus

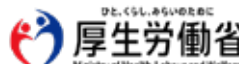
愛知県名古屋市中区千代田2-1-15 スター千代田ビル4階
TEL: 050-5810-1032（受付 / 平日 9:00-17:00）
担当: 水口・山田

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

過重労働解消セミナー 🔍



令和6年度厚生労働省委託 就業環境整備・改善支援事業



令和6年度 過重労働解消のためのセミナー

開催スケジュール

会場開催（22回）+ オンライン開催（25回）



会場開催 実施時間14:00～16:30

開催地	開催日	会場	開催地	開催日	会場
北海道	11月19日(火)	かでの2.7 1060会議室	静岡	12月3日(火)	静岡市民文化会館 第1会議室
青森	12月10日(火)	アスパム 津軽会議室	愛知	11月26日(火)	ウインク愛知 中会議室1103
岩手	11月28日(木)	盛岡市民文化ホール 第2会議室	京都	12月4日(水)	みやこめっせ 大会議室
宮城	12月5日(木)	フォレスト仙台 第1、2会議室	大阪	1月10日(金)	エルおおさか 大会議室
群馬	11月28日(木)	昌賢学園まえばしホール (前橋市民文化会館) 第5会議室	岡山	12月19日(木)	岡山国際交流センター 3F研修室
埼玉	1月15日(水)	JA共済埼玉ビル 第一会議室	広島	11月20日(水)	広島市南区民文化センター 大会議室A
千葉	12月20日(金)	千葉県教育会館 303会議室	香川	1月17日(金)	サン・イレブン高松 2階研修室
東京	11月20日(水)	日本教育会館 第二会議室	福岡	11月27日(水)	福岡県教育会館 第一会議室
神奈川	12月18日(水)	横浜市技能文化会館 多目的ホール1(半面)	熊本	12月17日(火)	パレアくまもと県民交流館 会議室7
新潟	11月21日(木)	新潟市産業振興センター 中会議室	鹿児島	12月12日(木)	鹿児島県文化センター宝山ホール 第3 会議室
岐阜	11月22日(金)	岐阜市民会館 48会議室	沖縄	12月13日(金)	沖縄産業支援センター 会議室大

オンライン開催 各回100分

オンライン開催は詳細テーマを深掘りして解説いたします。
※開催日ごとの詳細テーマはWebページをご確認ください

開催日	実施時間	開催日	実施時間	開催日	実施時間
11月7日(木)	14:00～	11月26日(火)	10:00～	12月12日(木)	14:00～
11月12日(火)	10:00～	11月26日(火)	14:00～	12月17日(火)	14:00～
11月12日(火)	14:00～	11月28日(木)	10:00～	12月19日(木)	14:00～
11月14日(木)	10:00～	11月28日(木)	14:00～	1月16日(木)	14:00～
11月14日(木)	14:00～	12月3日(火)	10:00～	1月21日(火)	14:00～
11月19日(火)	10:00～	12月3日(火)	14:00～	1月23日(木)	14:00～
11月19日(火)	14:00～	12月5日(木)	10:00～	1月28日(火)	14:00～
11月21日(木)	10:00～	12月5日(木)	14:00～		
11月21日(木)	14:00～	12月10日(火)	14:00～		

詳細テーマの例

- [A] ころ**
過重労働・ハラスメントと心の健康の関係と改善・対策方法
- [B] からだ**
過重労働と身体の健康の関係と改善・対策方法
- [C] リスク**
裁判例から見る過重労働

◆特別企画◆ 業務効率化セミナー(2回)

開催地	開催日	開催時間	会場
東京	12月11日(水)	14:00～16:30	AP虎ノ門 Bルーム
大阪	11月29日(金)	14:00～16:30	新大阪丸ビル別館 4-3号室

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

過重労働解消セミナー





あなたがつくる ハラスメントのない あかるい社会



ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。



お問い合わせ先 鹿児島労働局 雇用環境・均等室
(099)223-8239

令和7年1月～2月 講習開催のご案内（12月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
https://www.kakikyo.or.jp/seminar/



講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 1/27～31	12/2	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者
	【科目免除者】 1/27～28		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	
玉 掛 け	1/27～29	12/2	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
			【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	
石綿作業主任者	1/30～31	12/2	会員 15,620円 一般 16,280円	
[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 2/3～7	12/9	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者
	【科目免除者】 2/3～4		【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタピラ車限定を除く)
床上操作式クレーン運転	2/3～5	12/9	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 29,700円 一般 30,250円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	2/12～14	12/16	会員 21,340円 一般 22,110円	
車両系建設機械運転 (解体用)	2/13	12/16	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者
[普通自動車運転免許証等写し必要] 高所作業車運転	2/17～18	12/23	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者
			【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
石綿作業主任者	2/20～21	12/23	会員 15,620円 一般 16,280円	
実技教習 移動式クレーン 運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	2/17～21	12/23	【全科目者】 会員 91,080円 一般 92,565円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
			【学科免除者】 81,400円	
特別教育 研削といし（自由研削用）	2/12	12/16	会員 11,220円 一般 12,320円	

〈備考〉 1 当社の技能講習・特別教育等（衛生管理者免許試験準備講習を除く）を申し込むには予約が必要です。
2 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意ください。
3 予約可能日は平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）の8:30～17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。
4 定員に達した場合はWeb予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長して実施する場合があります。
5 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。

化学物質管理者講習（取扱事業場向け）

化学物質管理者講習Web申込

検索

講習日	Web申込期間	受講料テキスト代 （消費税込）	受講料 納入期限	会場	受講対象者
1/21	12/18～20	非会員事業場 14,080円 会員事業場 12,980円	12/24	オロシティーホール	化学物質を取り扱う事業場等（製造事業場を除く）で化学物質管理者として職務を担う方

令和6年度鹿児島県労働災害防止研修会の開催について

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和6年度の労働災害防止研修会を下記により開催します。

本県における労働災害は、いまだに多くの方が被災されており更なる災害防止の取り組みが必要です。

事業者におかれましては、令和7年度労働災害防止計画の参考となれば幸いです。

この機会に是非ご参加下さいますようご案内致します。

なお詳細な案内・申込み等は、本誌1月号に掲載の予定です。

日 時：令和7年2月19日（水）13：30～

場 所：鹿児島県歴史・美術センター黎明館 講堂（鹿児島市城山町）

参加費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。

内 容：最近の安全衛生行政について、労働災害防止に関する講演等（予定）

令和6年度
年末年始無災害運動

実施期間 令和6年12月1日～令和7年1月15日

今年もやります！基本作業の徹底 年末年始も無災害

～働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい
新年を迎えることができるよう運動を展開しましょう～

主 唱 中央労働災害防止協会

後 援 厚生労働省

※詳細は、中災防ホームページをご覧ください。

安全衛生教育促進運動

実施期間 令和6年12月1日～令和7年4月30日

「正しい知識で
職場を安全・健康に！」

～安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう～

主唱 中央労働災害防止協会